

いるか突棒漁業及び小型機船底びき網漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、宮城県漁業調整規則（令和2年宮城県規則第103号）第4条第1項第10号に掲げるいるか突棒漁業及び漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第70条第1項第2号に掲げる小型機船底びき網漁業につき、宮城県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 いるか突棒漁業

（1）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
いるか突棒漁業	宮城県沖合海面	11月1日から翌年4月30日まで	定めなし	20トン未満	4	岩手県に住所を有する者のうち、宮城県漁業協同組合と岩手県漁業協同組合連合会との間で結ぶ協定に参加する者
					2	北海道に住所を有する者

（2）許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年9月14日から令和4年10月14日まで

2 小型機船底びき網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
手繰第三種漁業（なまこけた網漁業）	第一種共同漁業権共第 120 号の区域のうち野々浜地先海面（ただし、水深 5 m 以浅の区域を除く）	11 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで	定めなし	3 トン未満	3	操業区域に係る第一種共同漁業権の組合員行使権を有する者であり、当該漁業権の免許を受けた漁業協同組合（※）と共同して当該漁業を営もうとする者 （※：宮城県漁業協同組合（女川町支所））
	第一種共同漁業権共第 128 号の区域（ただし、水深 5 m 以浅の区域を除く）	11 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで	定めなし	3 トン未満	6	同上（※：牡鹿漁業協同組合）
	第一種共同漁業権共第 133 号の区域（ただし、水深 10m 以浅の区域を除く）	11 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで	定めなし	3 トン未満	45	同上（※：宮城県漁業協同組合（表浜支所））
	第一種共同漁業権共第 134 号の区域（ただし、水深 10m 以浅の区域を除く）	11 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで	定めなし	3 トン未満	58	同上（※：宮城県漁業協同組合（石巻市東部支所））
	第一種共同漁業権共第 132 号の区域（ただし、水深 2 m 以浅の区域を除く）	11 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで	定めなし	3 トン未満	13	同上（※：宮城県漁業協同組合（石巻地区支所））
	第一種共同漁業権共第 135 号の区域（ただし、水深 2 m 以浅の区域を除く）	11 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで	定めなし	3 トン未満	29	同上（※：宮城県漁業協同組合（石巻地区支所））
	第一種共同漁業権共第 137 号の区域（ただし、水深 2 m 以浅の区域を除く）	11 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで	定めなし	3 トン未満	6	同上（※：宮城県漁業協同組合（石巻地区支所））
	第一種共同漁業権共第 146 号の区域（ただし、東経 141 度 9 分 50 秒以西及び東経 141 度 11 分 00 秒以東の区域を除く）	11 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで	定めなし	3 トン未満	24	同上（※：宮城県漁業協同組合（宮戸支所））

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 4 年 9 月 14 日から令和 4 年 10 月 14 日まで